



2月2日付
申11号

越後線吉田（含）～内野間における 認定線区に関する申し入れ提出

2018年に実施された「保線業務の最適化」により、年間通トン5百万トン未満、平均通過人員4,000人/日規模以下の線区が認定線区と指定されました。当初、認定線区として指定された区間は「輸送障害が発生しても、多少時間がかかっても良い、体制が取れ次第復旧させる。そのような線区でなければ認定線区に指定しない。」と会社側から説明がされてきました。しかし、施策スタートから3年が経過し、認定線区である越後線 吉田(含)～内野間については、新潟30キロ圏という理由から復旧を急がされる実態にあります。施策実施当初に確認した事項と異なる状況にあることから、新潟地本は申11号として申し入れました。



■ 申11号 要求項目 ■

1. 越後線 吉田(含)～内野間において認定線区の指定を越えた取り扱いを行っている理由を明らかにすること。
2. 越後線 吉田(含)～内野間を通常線区とすること。
3. 越後線 吉田(含)～内野間は、新潟保線技術センターに移管すること。

東日本ユニオンに加入して労働環境を改善しよう！